

物品供給仮契約書

以下の物品供給について、発注者 裾野市（以下「発注者」という。）と受注者 ●●●●●●●●（以下「受注者」という。）とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて、契約を締結するものとする。

この契約は、裾野市議会の議決を経たときに、これを本契約とする。なお、この契約が本契約とならなかった場合における受注者の損害については、発注者は、一切の責めを負わない。

（契約の内容）

第 1 条 この契約の件名は、令和 7 年度 東富士演習場周辺無線放送施設設置助成事業（裾野市） 裾野市防災行政無線（固定系）戸別受信機購入とする。

2 納入する物品は、防災行政無線（固定系）戸別受信機とする。

3 納入する物品の規格、数量及び納入場所は、仕様書に掲げるとおりとする。

4 納入期限は、令和 8 年 3 月 13 日（金）までとする。

5 契約金額は、●●●●●●●●円とし、このうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、●●●●●●●●円とする。

6 契約保証金は、●●●●●●●●円とする。

第 2 条 受注者は、仕様書及び発注者の指示に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

2 仕様書に明示されていないもの又は疑義を生じたものがある場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者の指揮監督下にある職員の指示に従うものとする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。

6 この契約及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

（承諾等の書面主義）

第 3 条 契約に定める承諾、申出、通知、請求、解除及び合意は、書面により行わなければならない。

2 発注者及び受注者は、契約に基づき協議を行った結果、契約の変更等を行う必要があるときは、書面を取り交わすものとする。

(権利義務等の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は当該権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入期限)

第5条 受注者は、物品を納入期限までに納入場所に納品しなければならない。

2 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対し、その事由を詳記した書面をもって納入期限の延長を申し出ることができる。

3 発注者は前項の規定による申出が相当と認めたときは、これを承諾するものとする。

4 第2項の規定による申出は、納入期限までになされなければならない。ただし、発注者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(物品の品質等)

第6条 受注者は、物品の品質については、見本又は仕様書等による発注者の指示に従うものとし、当該指示がない場合にあっては、中等以上の品質を有するものでなければならない。

2 受注者は、契約書又は仕様書等に記載されていない事項で、物品の納入上発注者の確認を要するものがあるときは、発注者又は発注者の指揮監督下にある職員の指示を求めなければならない。

(物品の検査)

第7条 受注者は、納入期限までに物品供給が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

3 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において、前項の検査に立ち会うものとする。

4 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、当該検査の結果に異議を述べることをできない。

5 第3項の検査に要する費用及び当該検査のために生じた変質変形又は消耗破損に係る費用は、全て受注者の負担とする。

(不合格物品の措置)

第8条 受注者は、前条第2項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該検査を受けた物品を引き取った上で、交換又は手直しをした物品を納入しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により交換又は手直しをした物品について準用する。
(所有権の移転)

第9条 物品の所有権は、第7条第2項の検査（前条第2項において準用する場合を含む。）に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害は全て受注者の負担とする。ただし、損害が発注者の故意又は重大な過失によって生じたときは、この限りでない。

2 物品の容器及び包装は、特に仕様書等に定めた場合のほかは、発注者の所有とする。
(契約不適合責任)

第10条 発注者は、目的物の引渡を受けた後、目的物につき、種類、品質又は数量に関して、直ちに発見できない契約の内容への不適合（以下「契約不適合」という。）があることを発見したときは、直ちに受注者に通知するものとする。

2 発注者への目的物の引渡し後1年以内に契約不適合が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、代替品の納入、無償修理、修理費用の負担若しくは代金の減額に応じ、又はこれらに代え、あるいはこれらとともに当該契約不適合により発注者が被った損害を発注者に賠償する。受注者は、受注者の責めに帰することのできない事由によるものであることを理由に契約不適合責任を免れることはできないものとする。

3 前項の場合において、発注者は、何らの通知催告を要せず、本契約及び個別契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

4 目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限については、民法第637条のとおりとする。

(請負代金の支払)

第11条 受注者は、第7条第2項の検査（第8条第2項において準用する場合を含む。）に合格したときは、所定の手続に従って契約金額の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(受注者の履行の遅滞の場合における損害金)

第12条 発注者は、受注者の責に帰する事由により、納入期限までに物品を納品することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納品する見込みのあるときは、受注者から遅延損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、延長した日数に応じて契約金額に対し、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、納入期限内に納品した物品の一部が第 7 条第 2 項の検査（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に合格したときは、遅延損害金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 4 第 2 項の遅延損害金徴収日数の計算について、検査に要した日数はこれに算入しない。

（発注者の支払及び検査の遅滞の場合における損代金）

第 13 条 受注者は、発注者の責に帰する事由により第 11 条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、遅延した日数に応じて当該契約金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の支払を発注者に対し請求することができる。

- 2 発注者がその責に帰する事由により第 7 条第 2 項に規定する期間内に検査をしない場合における第 11 条第 2 項に規定する期間は、30 日から、第 7 条第 2 項に規定する期間を経過した日から検査した日までの日数を控除した日数とする。この場合において、当該控除する日数が 30 日を越えるときは、第 11 条第 2 項に規定する期間は満了したものとみなす。

（物品供給の変更又は中止）

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、物品供給の内容を変更し、又は物品供給の一時中止をすることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときにおける金額の算定は、この契約の締結に係る入札等において受注者が提出した内訳書の単価を基に行うものとする。ただし、これによることが発注者において不相当と認めるとき又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の解除権）

第 15 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰する事由により納入期限内又は納入期限後相当の期間内に物品を納入できないとき又は納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる場合に、その資格を失ったとき。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者と判明したとき。
 - (4) 法令又はこの契約に違反したとき。
 - (5) 受注者の責に帰する事由により契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (7) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における第1項の規定については、その代表者又は構成員が各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときの契約保証金は、発注者に帰属するものとする。契約保証金の納付がない場合は、第1条第5項に定める契約金額の100分の10の額を違約金として発注者に支払うものとする。
- 4 発注者は、実際に生じた損害が契約保証金又は契約保証金相当額を上回るときは、別に損害賠償を請求することができる。
- 5 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合における当該効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。
- 6 発注者は、この契約の締結に係る入札その他この契約の前提となる行為において、受注者に法令等に違反する不正の事実があったことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。この場合における契約保証金の取扱い等については、前3項の規定を準用する。
- 7 次の各号に掲げる者による契約解除の申出は、第1項第5号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

(協議解除)

第 16 条 発注者は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

(受注者の解除権)

第 17 条 受注者は、次のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第 14 条第 1 項の規定により物品供給の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。
- (2) 第 14 条第 1 項による物品供給の中止期間が 3 月以上に及ぶとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により物品供給を完了することが不可能となったとき。

(解除に伴う措置)

第 18 条 発注者は、契約が解除された場合において、物品供給の分割納入により部分的に検査に合格したものがあるときは、その部分に対する契約金額を受注者に支払うことにより発注者の所有とすることができるものとする。

2 前項の場合において、前項の検査に要する費用及び当該検査のために生じた変質変形又は消耗破損に係る費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、前 2 条の規定により、発注者又は受注者が契約を解除した場合において、これによる損害があったときは、発注者に損害賠償を請求することができる。この場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれをさだめるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償金の支払)

第 19 条 受注者は、この契約に関して第 15 条第 1 項第 6 号又は第 7 号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の指定する期間内に契約金額の 100 分の 10 に相当する賠償金に契約金額の支払の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を付した額を支払わなければならない。ただし、第 15 条第 1 項第 6 号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号及び第 6 号に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会公示第 15 号) 第 6 項に規定する不当廉売である場合にその他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対してその超過分につき賠償金

を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した場合においても適用するものとする。

4 前3項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者及び構成員は、賠償金及び利息を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者又は構成員であった者に請求することができ、受注者は、連帯して賠償をしなければならない。

(物価変動等による契約金額の変更)

第20条 契約の締結後の物価又は賃金の変動により請負代金額が著しく不当となったときは、その実情に応じて発注者と受注者とが協議の上、契約金額を変更することができる。

(相殺)

第21条 発注者は、受注者に対し有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額の請求権その他債権と相殺することができる。

(補則)

第22条 契約書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月●日

発注者 静岡県裾野市佐野1059番地
裾野市長 村田 悠 印

受注者 ●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●
●●●●● ● ● ● ● 印

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約(裾野市契約規則(平成8年裾野市規則第13号)第25条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。)と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 裾野市(以下「市」という。)は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等(暴力団及び暴力団員等ならびに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第4号のいずれかに該当する法人等(法人その他の団体又は個人をいい、裾野市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成21年裾野市告示第4号)に規定する資格を有しているか否かを問わない。)であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額(この金額が地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約(この項において「長期継続契約」という。))においては、契約期間中の各会計年度の

支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数量当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。

5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報の管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて小額するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等からの契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者(以下「乙」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「業務」という。)の処理上知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 適正な管理

乙は、個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、個人情報を他に漏らしてはならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第4 目的外使用等の禁止

乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第5 収集の制限

乙は、個人情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 複写等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を複写し、複製し又は持ち出してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は当委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任を持って選定することとし、事前に書面にて甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項に基づき甲の承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面で提出しなければならない。
- 4 2 項の規定により乙から委託を受けた者は、本委託契約により乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとし、乙は、その旨明記した書面を乙及び当該委託業務を受けた者との連名で甲に提出しなければならない。
- 5 乙から当該委託業務を受けた者がさらに他の第三者に委託してはならない。

第8 取扱者への周知

乙は、業務の処理に当たって個人情報を取り扱う者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第9 業務完了後の取扱い

乙は、業務が完了し、又はこの契約を解除されたときは、遅滞なく個人情報に関する記録を甲が利用可能な状態とし記録の属性一覧(項目名、形式、桁数等)及びコード表とともに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10 処理状況の報告等

甲は、必要と認めるときは、乙に対して個人情報の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第11 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

第12 損害賠償

乙がこの特記事項に違反し、その違反により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又はこの契約を解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による賠償の額は甲、乙協議して定めるものとする。